

第1回京都市男女共同参画センター指定管理者選定委員会摘録

【日 時】 令和4年7月27日（水） 午前10時から午前11時15分まで

【場 所】 オンライン会議で実施

【出席者】 委員 荻野 達也（京都商工会議所事務局長）
委員 智羽 美月（市民公募委員）
委員 辻本 尚子（不動産鑑定士、税理士）
委員 筒井 淳也（立命館大学産業社会学部教授）

＜五十音順 敬称略＞

【傍聴者】 6名

【次 第】 1 開 会
(1) 委員紹介
(2) 委員長の選出・副委員長の指名
2 指定管理者制度及び施設の概要について
(1) 指定管理者制度概要
(2) 京都市男女共同参画センター概要
3 選定方法について
4 募集要項について
5 選定スケジュールについて
6 閉 会

【内 容】

1 開会

互選により筒井委員を委員長に選任し、筒井委員長が辻本委員を副委員長に指名した。

2 指定管理者制度及び施設の概要について

事務局から概要について説明し、以下のとおり質疑を行った。

委 員 ○施設のなかで、中央青少年活動センターの使用部分、レストランの使用部分は、指定管理の範囲から除外するということであったが、別途、家賃を徴収しているのか。

事務局 ●中央青少年活動センターについては、京都市の施設であるため、京都市が指定管理者を選定し、運用している。レストランについては、市有財産の目的外使用許可を出し、事業者から使用料を徴収している。

委 員 ○サウンディング調査をされているということであるが、スケジュールの目途はあるのか。

事務局 ●ウィングス京都（京都市男女共同参画センター）の魅力向上のため、サウンディング調査を実施し、アイデアを募集しているところである。予定では、あ

り方方針を今年度中に策定できればと考えている。

3 選定方法について

事務局から公募による選定について説明した。質疑等はなし。

4 募集要項について

事務局から募集要項案について説明し、以下のとおり質疑を行ったうえで、質疑を踏まえて委員長一任で募集要項を確定させることとした。

委員 ○募集要項 P.7 7(2) のところで、応募団体及び応募団体の代理人並びにその他関係者が選定委員会委員に接触することを禁ずるとあるが、仮に委員が知りたいことがあり、候補となりそうな団体、或いは類似の団体からお話を聞きたいと思った場合、委員からの接触となり、それは控えるべきという理解か。

事務局 ●原則、委員の方からの御質問については、事務局から回答させていただきたい。必要に応じて、他の団体への聞き取りは検討させていただく。

委員 ○あり方検討が進んでいるとのことであるが、その検討の進捗は情報共有いただけるのか。また、京都市で指定管理されている同規模の事例があればお聞きたい。

事務局 ●あり方検討は現在、サウンディング調査を実施し、民間の事業者からアイデアを募集しており、募集期間が9月末までとなっている。本委員会のスケジュール（第2回委員会は9月16日に開催）とリンクしない形となっていることについては、ご了承いただきたい。
また、同規模の事例であるが、事務局でお調べし、該当があれば資料を提供させていただく。

委員 ○芸術センター等、指定管理者制度の成功事例があると思うので、共有いただけたらありがたい。
あり方検討に関して、4年の指定管理期間を短縮する可能性があるとの話があったが、事業者の予算が狂うのではないか。4年間続ける前提で人材も確保するであろうし、どこまで募集要項で示すのか。

事務局 ●募集要項の中で、但し書きで、そのあたりの可能性を示して、募集する形で考えている。事業者にとっては、リスク要因になるかと思うが、そのリスクを許容して、応募いただきたいと考えている。

委員 ○募集要項 P.4 に利用料金について、記載があるが、指定管理者が実施する講座等で徴収する受講料には条件があるのか。

事務局 ●指定管理事業で行う講座の受講料については、指定管理料に含まれるものであ

るため、徴収不可である。ただし、P.5に記載のある自主事業のなかで、実施する講座については、受講料を徴収することができるため、事業者は収入増のため、努力することができる。

委員 ○募集要項 P.2 に記載のある管理委託料について、4年間で4億2千700万円程度ということで、1年間では、約1億円、月単位では、約900万円となる。京都市が支払うこの金額とは別で、指定管理者は自主事業で収入するということであるが、京都市はこの管理委託料のなかに、改修費用を積み立てているのか。

事務局 ●京都市男女共同参画センターについては、改修費用を積み立てていない。必要に応じて、京都市で予算を立てて、対応している。
個々の修繕案件については、水準書の P.11 施設の修繕で、記載しているとおり1件100万円未満のものは、事業者負担としており、1件100万円以上の大規模修繕及び改築等は本市負担としている。

委員 ○一般企業であれば、建物を建てたときから、賃貸事業のなかで、改修費用を積み立てている。そのなかで、収支計算を合わせないと、建物が老朽化したときに、修繕費用が不足する。
また、個々の修繕の費用負担について、ご説明があったが、事業者側に立てば、収入を増やしたいと考えるのが当たり前で、修繕せずに、いけるところまでいこうと考えるであろう。何か手立てを考えないと、設備の老朽化に伴い京都市男女共同参画センターが徐々に陳腐化してしまう。例えば、事業者に提出させる最終的な収支結果で、黒字部分については、事業者側が得るのであろうが、黒字部分を京都市に戻すこととするなど、毎年、管理委託料の何%かを積み立てていく検討をすべきだと考える。

事務局 ●京都市男女共同参画センターは、建築して28年が経過しており、御指摘のとおり、劣化により、修繕が必要な箇所が出てきている。これまで改修費用の積み立てをしてこなかったという事実はあるが、年度によっては、事業者に黒字が出ることもあるため、その黒字から一定額を改修費用に充てていただいている。

委員 ○建物が市の所有物であるならば、本来そのような積立計画があるものだと思うが、これまではその都度予算を確保して対応してきたということか。

事務局 ●そのとおりである。

委員 ○利用者側に立てば、快適な環境を持つ施設を使用したいと考える。京都市の財政が厳しいのは承知のうえであるが、環境整備は、是非検討いただきたい。
また、入館者数が、コロナ禍で直近2年が落ち込んでいると聞いたが、過去の入館者数のピークはどの程度か。今後もピーク時の入館者数を目指していくのか。

事務局 ●ピーク時では、年間45万人程である。コロナ禍では、半減していたが、今年度

は入館者数が回復基調にある。次の指定管理者には、ピーク時の入館者数を視野に、多くの入館者数を目指すことを求めていると考えている。

委員 ○水準書 P.6 に災害発生時の避難所開設等の記載があるが、実際、審査の時、評価項目としては、どこに入ってくるのか。

事務局 ●審査項目のなかに、直接繋がる文言はないが、「社会的責任」の項目で評価したいと考えている。

委員 ○今回の指定管理者選定は、施設のあり方検討というイレギュラーな事案が後に控えていることから、未確定要素が多く、その点、事務局としても説明できる部分がそれほど多くない考える。
再確認の意味で共有したいこととして、未確定な部分が多いにせよ、あり方検討で一部施設の利活用が決定した場合、その分、指定管理者の管理範囲が狭くなる。その部分については、京都市が委託し、指定管理者からの再委託ではない。

事務局 ●おっしゃるとおりである。民間の事業者から利活用のアイデアが出た場合は、その部分は京都市男女共同参画センターの本来用途ではないため、指定管理の範囲から外し、京都市が事業者へ施設を貸し付けることを予定している。

委員 ○水準書 P.4 に記載のある業務に関する詳細のところ、男女共同参画、DV に関する講座等を年間 40 回以上確保することとあるが、コロナ禍で普及したオンライン講座等を含んで、40 回以上という理解でよいのか。

事務局 ●おっしゃるとおりである。現状の指定管理者においても、コロナ禍で様々な工夫を講じて、講座等を開催している。オンラインによる講座開催も水準書に示す 40 回に含める。

5 指定管理者選定スケジュールについて

事務局から概要について説明し、以下のとおり質疑を行った。

委員 ○9 月 16 日の第 2 回指定管理者選定委員会の開催形式については、対面での開催になる可能性があるという理解で良いか。

事務局 ●事務局としましては、京都市男女共同参画センターを委員の皆様には施設を御覧になっていただきたいという思いから、対面を検討しているが、コロナの状況を踏まえ、改めてお知らせさせていただく。